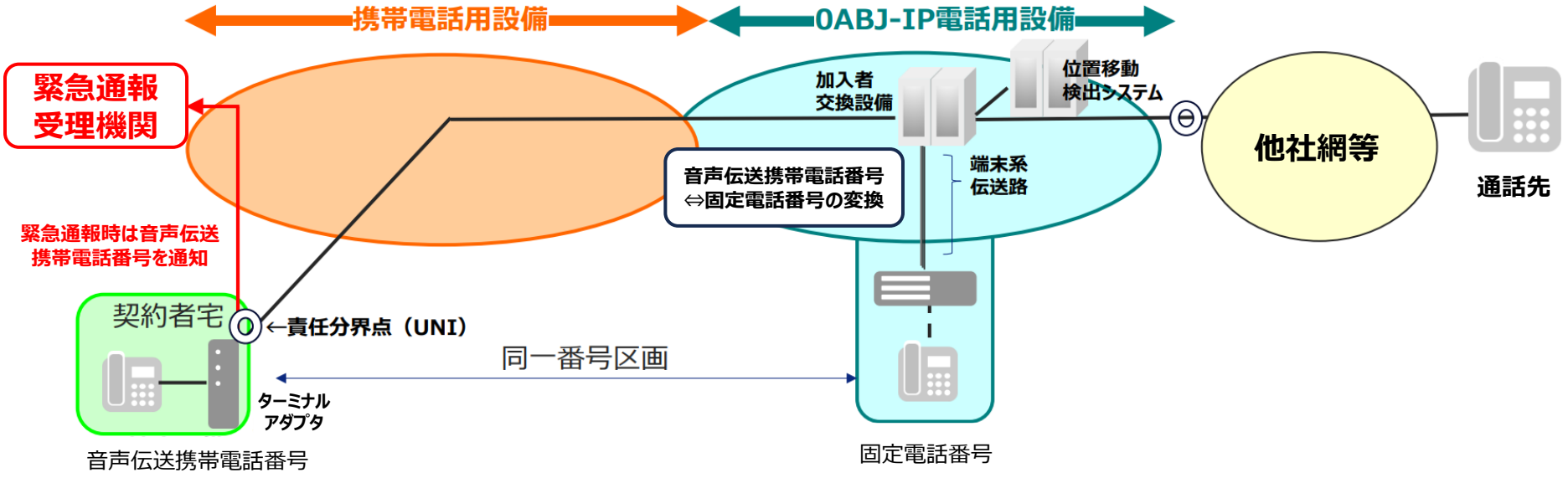
携帯電話網を活用した固定電話サービスの現状

- MNO各社は、現在、携帯電話網を活用した固定電話サービスを提供中。
- NTT東西は、固定電話サービスのメタルから光・モバイルを用いたサービスへの移行に当たり、メタル固定電話の代替サービスとして、MNOから上記サービスの卸提供を受けて提供することを要望。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
サービス名	**homeでんわ**	**ホームプラス電話**	**おうちのでんわ**
開始時期	2022年3月29日	2014年12月17日	2017年7月5日
月額料金（税込み）	1,078円～	1,463円	1,078円～

＜ネットワーク概要図＞



出典：モバイル網固定電話作業班（第1回）・電気通信番号政策委員会（第44回）合同会合（令和7年９月30日）
資料１－４より抜粋し一部編集したもの。

モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に係る制度整備

ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話サービス

① インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備を用いる音声伝送役務であって、当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続して提供するもの

② 基本料金の額が加入電話を超えない

③ 通常の音声伝送役務と緊急通報の双方を提供

ユニバーサルサービスとしての規律

- ①から③までに該当する役務を提供する事業者は、ユニバーサルサービスとして、契約約款の届出義務（法第19条）、提供義務（法第25条）、休廃止の周知・届出義務（法第26条の４）を負う
- ①から③までに該当する役務を提供する事業者は、当該役務に用いる設備について、技術基準の適合維持義務（法第41条）を負う
 - 責任分界点については、TAを端末設備として扱い、責任分界点が基地局とTAの間にあるものと整理する
 - 遅延とPOLQAを総合品質の指標とし、POLQA 3.1以上かつ遅延400ms未満（ともに95%値）を原則としつつ、POLQA 3.6以上を満たす場合、遅延を500ms未満（ともに95%値）まで許容する
 - 損壊・故障対策などの設備規律については、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ既存の規律がかかることとする
 - 緊急通報機能については、短期的には、現行サービスの仕様（音声伝送携帯電話番号による緊急通報やGPS・基地局の位置情報の通知）でユニバーサルサービスとしての早期の提供を可能とする
 - 基本機能のファクシミリについては、他の固定電話サービスと同様、ファクシミリによる正常な送受信が行えること
- 「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」の要件は課さない（番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置等を講ずることを求める）

NTT東西が卸提供を受けて提供する場合の規律

- NTT東西の自己設置要件の例外として、NTT東西が以下の方針を定めているときは、ワイヤレス固定電話と同様の範囲で、モバイル網固定電話のための携帯電話事業者の設備の使用を認める
 - 光提供区域以外の区域での提供を基本とすること。
 - 光提供区域においては、以下の場合に限り提供すること。
 イ　光電話を勧奨した上で、利用者が希望したとき
 ロ　建物の状況等により光電話の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難なとき。
 ハ　災害等により応急的に提供するとき。
- その際、設備調達の適正性確保のための具体的措置等を確認

該当するサービス

- homeでんわ（NTTドコモ）
- ホームプラス電話（KDDI）
- おうちのでんわ（ソフトバンク）
- 卸提供を受けて提供（NTT東西）

電気通信事業法施行規則における規定の整備

① 第一号基礎的電気通信役務への追加（施行規則第14条）

・ 第一号基礎的電気通信役務に追加するモバイル網固定電話は以下の特徴を備えるものとする。

① インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備を用いる音声伝送役務であって、当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続して提供するもの

② 基本料金の額（当該サービスがセット料金で提供されている場合は、当該セット料金の額）が加入電話を超えないこと※

③ 通常の音声伝送役務と緊急通報の双方を提供するものであること

※ 加入電話の基本料金のうち、右図のとおり、住宅用、事務用、それぞれの加入電話の基本料金の最高額（住宅用2,090円、事務用3,080円）を、それぞれモバイル網固定電話の基本料金の上限とする。

	旧１級局	旧２級局	１級局	２級局	３級局
事務用	1,815	2,145	2,970	2,970	3,080
住宅用	1,265	1,485	1,980	1,980	2,090

② 専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるもの（施行規則第４条第２項）

・ 基礎的電気通信役務台帳に掲載する事業者の範囲を定める「専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるものとして総務省令で定めるもの」について、現在、ワイヤレス固定電話が指定されているところ、モバイル網固定電話も同様に指定することとする。

③ 第一号基礎的電気通信役務の種別（施行規則第４条第3項）

・ 基礎的電気通信役務台帳の区分となる「第一号基礎的電気通信役務の種別」について、モバイル網固定電話は加入電話、光回線電話及びワイヤレス固定電話と同じ種別とする。

④ 事業用電気通信設備の自己確認の届出（施行規則第27条の５）

・ 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は電気通信設備が技術基準に適合することについて、事業法第42条第４項に基づき、自己確認を行い、その結果を総務大臣に届け出ることとされている。

・ モバイル網固定電話について、自己確認の届出の際に総務大臣への提出を求める書類について、二線式アナログ電話用設備等に対して提出を求める書類に加え、以下の書類の提出を求めることとする。

① 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

② その他上記に掲げる書類を補足するために必要な資料

事業用電気通信設備規則等における規定の整備

① モバイル網固定電話用設備の追加（設備規則第３条第2項第9号・設備規則第２章、第３章及び第４章）

- モバイル網固定電話用設備の定義を規定することとする。
- 事業用電気通信設備規則の第２章、第３章及び第４章に、モバイル網固定電話用設備に係る技術基準を追加することとする。

※第２章：電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備　　第３章：基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
第４章：第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

② 総合品質（設備規則第35条の26）

- モバイル網固定電話用設備の総合品質としては、モバイル網固定電話端末同士の通話において、（一）POLQA 3.1以上かつ遅延400ms未満（ともに95%値）、（二）POLQA 3.6以上を満たす場合、遅延を500ms未満（ともに95%値）のいずれかを満たすように規定し、これらを満たす基準を定めて総務大臣に届け出ることとする。

③ 緊急通報（設備規則第35条の27）

- モバイル網固定電話用設備が緊急通報を優先的に取り扱うことができるように、関連する設備規則の規定（35条の２の５）を準用する。

※ なお、緊急通報に関し具備すべき機能要件（警察機関等への位置情報等の送信機能、通話継続機能、呼び返し機能）については、携帯電話用設備としての規定（設備規則第35条の20）の適用を受ける。

④ 基本機能、損壊・故障対策等（設備規則第35条の25）

- 現行サービスでファクシミリが既に実装されていることも踏まえ、他の固定電話サービスと同様、ファクシミリによる正常な送受信が行えることを規定することとする。
- モバイル網固定電話用設備は、「固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と「携帯電話用設備」からなり、これらの既存設備については技術基準が規定されている。このことから、損壊故障対策、秘密の保持、他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止、他の電気通信設備との責任の分界については、新たに規定せず、これまでどおり各設備ごとの規定がかかることとする。

⑤ 電気通信番号制度における規定の整備（電気通信番号計画第３）

- 固定電話番号により識別するものとして「モバイル網固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等」を新たに追加し、これを識別する場合の「電気通信番号の使用に関する条件」を規定することとする。
- その条件として、現行の「電話転送役務としてのモバイル網固定電話」に係る条件は原則維持することとする。その上で、固定端末系伝送路設備の一端の同一番号区画の区域内の確認義務は課さず、契約時の端末設備等の設置場所の確認及びその固定番号区画において端末設備等が使用されるための技術的措置を求めるものとする。

その他の規定の整備

① NTT東西による他者設備を利用したモバイル網固定電話の提供

（NTT法施行規則第2条の２及びNTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン）

・ NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する際と同様に、以下の方針を定めているときは、他者設備を利用した（卸提供を受けた）モバイル網固定電話の提供を認めることとする。なお、認可に当たっては、ワイヤレス固定電話と同様に、設備調達（卸元事業者の選定等）の適正性確保や加入者保護等のために講じる具体的措置を確認する。

- 光提供区域以外の区域での提供を基本とすること。
- 光提供区域においては、以下の場合に限り提供すること。
 - ① 光電話を勧奨した上で、利用者が希望したとき。
 - ② 建物の状況等により光電話の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難なとき。
 - ③ 災害等により応急的に提供するとき。

② モバイル網固定電話に係る契約状況等の報告

（電気通信事業報告規則第１条及び第2条）

・ モバイル網固定電話をワイヤレス固定電話と同様に報告対象の役務とし、契約等の状況について総務大臣への報告義務を課すこととする。

③ 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン

・ モバイル網固定電話を第一号基礎的電気通信役務に追加したこと及び「専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるもの」として、モバイル網固定電話を指定したことに伴い、「第8章　業務の休廃止に係る周知等」において、必要な記載の整理を行う。